

令和5年度環境学習指導員等フォローアップ研修業務委託 企画募集要項

1 募集の趣旨

持続可能な社会を実現していくためには、県民の一人ひとりが環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動に参加するとともに環境問題解決に資する能力を高めることが必要である。

これまで本県では環境学習や保全活動を推進する人材である「静岡県環境学習指導員」等が中心となり、地域における環境教育を推進してきたが、近年、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、環境問題が多様化していることを踏まえ、環境学習指導員等の資質向上を目的とし、「環境学習指導員等フォローアップ研修」を開催する。

2 委託業務内容

(1) 契約時期 契約日から令和6年2月28日まで

(2) 委託内容

地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題等、近年顕在化してきた環境問題に関する研修の実施

ア. 研修内容

- ・「地球温暖化」「資源循環」「自然との共生」「生活環境」をテーマとする。
- ・各会場で2つ以上のテーマについて座学研修を行うものとする。なお、各テーマについて1回以上取り扱うこと。
- ・講師は、大学等職員、NPO関係者、任意団体関係者、環境学習指導員、行政職員等とする。
- ・開催地域の座学研修で取り扱うテーマに関連したテーマで、各地域における特徴的・先進的な取組事例の視察やフィールドワークなどの実地研修を行うこと。

イ. 開催回数 3回(各地域1回) 各回1日(土日の開催を想定)

ウ. 開催期間 令和5年8月～令和6年1月

エ. 開催場所 静岡県東部・伊豆地域、中部地域、西部地域

オ. 募集人員 各地域30人程度

カ. 対象者 下記のいずれかに該当する方

- ・静岡県環境学習指導員
- ・静岡県森林環境教育指導者
- ・静岡県地球温暖化防止活動推進員
- ・県内在住か在勤で、日頃から環境学習・環境保全活動の指導を行っている方(市町登録の環境学習指導員、アドバイザー等)

キ. 受講料 無料(交通費、食費等は自己負担)

ク. その他 受講者にアンケートを実施する。

受講者による交流機会の場を設けること。

(3) 委託料上限額

1,499,300 円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 上限額を超えている者は、受託者として選定しない。

(4) 委託料対象経費

- ア 研修の企画・調整・運営・評価に必要な経費
- イ 業務担当者及び講師の旅費(宿泊が必要な場合は、宿泊費を含む。)
- ウ 講師の謝金
- エ 業務担当者・講師・参加者の保険料
- オ 会場使用料、車両借上料

- カ 教材費
- キ 運営事務費
- ク その他、県が必要と認める経費

3 応募の条件

- (1) 静岡県の「一般業務委託にかかる入札参加資格」における営業種目について、「イベント」又は「調査」に登録されているもの。
- (2) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を有する者。
- (3) 過去5年間(平成30年度から令和4年度)において、国又は地方公共団体が発注する環境関連事業の受託実績又は企画提案を行った実績がある者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 担当部局及び連絡先

〒420 - 8601 静岡市葵区追手町9-6
静岡県くらし・環境部環境局環境政策課企画班(担当:見崎)
TEL 054 - 221 - 2919 FAX 054 - 221 - 2940
電子メール kankyouseisaku@pref.shizuoka.lg.jp

5 企画募集の内容に関する質問及び回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から3日(休日は含まない)以内に質問者に対して、FAX又は電子メールにより行うほか、企画提案に参加の意思を表明した他の事業者にも通知する。

- (1) 質問方法
 - ・ 持参、郵送、FAX又は電子メールいずれかの方法により、文書(書式自由)にて行うこと
 - ・ 文書には回答を受ける担当の所属、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを記載すること
 - ・ FAX又は電子メールの場合は電話にて受領を確認すること
- (2) 提出先: 4に同じ
- (3) 受付期間: 令和5年5月19日(金)から5月29日(月)17:00まで

6 企画提案までの手順

(1) 参加の意思表示

企画提案に参加するか否かについて、下記のとおり意思表示書を提出する。

ア 提出書類：参加表明書（別紙）

イ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）、FAX又は電子メール

※ FAX又は電子メールの場合は電話にて受領を確認すること

ウ 提出先：4に同じ

エ 提出期限：令和5年6月9日（金）17：00まで

(2) 提案書の提出

上記（1）により、企画提案に参加の意思を表明したものについては、下記のとおり提案書を提出する。

ア 提出書類：

	提出物	内容	様式
1	希望調査票	過去の活動実績等を記載	1
2	企画書	企画提案内容を記載	2
3	会社(法人)概要	定款及び組織、沿革、事業等会社(法人)の概要	任意

イ 提出方法：1部を持参または郵送（書留郵便に限る）し、様式1、2については電子データでも提出（メール送付可）すること。

ウ 提出先：4に同じ

エ 提出期限：令和5年6月16日（金）17：00まで

(3) 書類審査（応募多数の場合）

ア 実施方法

原則として6社以上から企画提案書が提出された場合、書面審査を行い、プレゼンテーション参加者を選定する。

選定された者にはその旨およびプレゼンテーションの実施について、選定されなかった者にはその旨について、電子メールにより令和5年6月21日（水）までに通知するとともに書面を送付する。

イ 非選定に関する事項

選定されなかった者は非選定通知の日の翌日から7日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）に書面（書式自由）により担当部局に対して非選定理由について説明を求めることができる。担当部局は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(4) プレゼンテーションの実施

上記（2）により、書類を提出した者のうち、（3）により選定された者については、下記のとおり審査委員会に出席し、企画内容のプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日：令和5年6月26日（月）

イ 会場：静岡県庁内会議室

ウ 内容：企画内容のプレゼンテーション及び県審査委員によるヒアリング

※ 時間及び会場の詳細は別途通知する。

7 審査委員会における評価項目

審査項目	評価基準
業務実施体制	・業務実施に必要な人員配置等、運営を円滑に行う体制となっているか。
内 容	・実施する研修の目的を理解した提案内容か。 ・企画にアイデアや工夫が見られるか。 ・研修、講座に合った実施方法を提示し、適切な講師を選定しているか。 ・研修受講生から見て魅力的な内容となっているか。 ・開催会場は参加しやすい場所を選定しているか。 ・新型コロナウイルス感染症等の感染リスク対策の取組が見られるか。
実 績	・人材養成講習会等の開催実績、行政機関からの受託実績が豊富であるか。
経 費	・経費は業務内容に照らし、妥当な金額となっているか。

8 選定結果

選定結果については、すべての提案者に書面で通知する。(6月下旬を予定)

9 その他

(1) 企画提案への参加費用

必要書類を作成する費用及びプレゼンテーションへの参加費用は、参加者負担とする。

(2) 契約費用及び消費税

ア 業務委託契約に要する費用、公正証書の作成に要する費用は、受託者の負担とする。

イ 受託者に負担する経費のうち、消費税の課税対象となるものについて、課税分を加算の上、受託者が負担する。

(3) 提出された提案書に関する取り扱い

必要書類を提出した者は、下記の3点を了承したものとみなす。

ア 選定作業のため、必要最小限の範囲で複写することがあること

イ 静岡県情報公開条例(平成12年10月27日条例第58号)に基づく情報公開の対象となること

ウ 提出された企画提案書は返却しないこと。